

## 第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史的変遷

### 《第1節 社会的養護の理念と概念》

- 1 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- 2 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。
- 3 社会的養護は、かつては何らかの障害のある子どもを中心とした施策であったが、現在では、親のない、親に育てられない子ども、虐待を受けた子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- 4 家庭的養護の推進は、養育の内容は維持したままで、養育の形態を変革していくことが重要である。
- 5 施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。

- 6 親族里親とは、要保護児童の3親等内の親族であり、両親その他その児童を現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となった児童を養育する里親をいう。
- 7 里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。
- 8 里親は、原則として委託児童を他の者に委託してはならないが、一定の要件を満たす場合には、自己の判断により再委託することができる。
- 9 里親委託へ不安を抱く保護者には、里親制度、特に、養育里親と養子縁組里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- 10 家庭裁判所の承認を得て行う「児童福祉法」第28条に基づく措置を除き、親権者の意に反して里親委託の措置を行うことはできず、意向が確認できない場合も同様である。
- 11 実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることができるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

## 第5章 社会的養護の現状と課題

### 《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》

- 1 児童の現在の平均年齢は、児童養護施設に入所している児童よりも、里親に委託されている児童のほうが高い。
- 2 児童の入所経路は、児童自立支援施設に入所している児童では、「家庭裁判所から」が最も多い。
- 3 養護問題発生理由は、里親に委託されている児童では、「養育拒否」が最も多い。
- 4 里親申込みの動機は、「養子を得たいため」、「子どもを育てたいから」、「児童福祉への理解から」のうち、「養子を得たいため」が最も多い。
- 5 母子生活支援施設への入所理由では、「配偶者からの暴力」が最も多い。
- 6 児童養護施設の中学3年生以上の年長児童では、将来やりたい職業として、男子では「警察・消防・自衛官」が、女子では「学校の先生や保育士・看護師など」が最も多い。

- 4 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、政府が子どもの貧困対策に関する大綱を定めるべきこと、厚生労働省に子どもの貧困対策会議を置くことなどが規定されている。
- 5 平成26年に「母子及び寡婦福祉法」が改正されて、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称され、父子家庭への支援が拡大されたが、父子家庭は福祉資金貸付の対象とはされなかった。
- 6 市区町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等について、地域のリソース（資源）や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努めるものとされている。
- 7 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者が、措置解除後も、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、平成29年度より、社会的養護自立支援事業が法定化された。
- 8 「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）では、「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」として、都道府県の子ども家庭支援体制の構築があげられている。
- 9 フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）の業務には、親族里親や養子縁組里親への支援も含まれるが、養子縁組成立後の養親及び養子への支援は含まれない。